

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

2024年9月号 (Vol.6)

食料供給困難事態対策法の制定、 漁業法・特定水産動植物等流通適正化法の改正 及び特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正

I. はじめに

II. 食料供給困難事態対策法の制定

III. 漁業法及び流通適正化法の改正

IV. 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正

V. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 代 宗剛

TEL. 03 6266 8526

munetaka.dai@mhm-global.com

弁護士 田村 哲也

TEL. 03 6213 8114

tetsuya.tamura@mhm-global.com

弁護士 富永 勇樹

TEL. +65 6593 9460

03 5223 7703

s.yuki.tominaga@mhm-global.com

I. はじめに

わが国の食料政策を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。物価高騰や円安に伴う生産資材の価格上昇のほか、気候変動による異常気象の頻発や家畜伝染病・植物病害虫の侵入・まん延、地域紛争等に起因する人為的な供給制限等により、近い将来、食料供給の多くを輸入に頼るわが国においても十分な食料を確保できなくなる事態が発生する可能性も否定できません。

また、世界各国の経済発展に伴う食生活の変化は、魚や鳥獣といった自然環境下の資源量を急激に減少させていると考えられています。

加えて、激変する世界情勢の中、わが国における食料加工業等に従事する者を継続して支援することで、引き続き食料供給体制を強化していく必要性が主張されてきました。

このような背景の下、2024年通常国会では、①食料供給困難事態対策法（以下「対策法」という。）が制定されたほか、②漁業法、及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「流通適正化法」という。）の各改正法、並びに③特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「措置法」という。）の改正法が成立しました。

これらの法案は、現在のわが国における食料問題を踏まえた対応を定めたものであり、本ニュースレターでは、各法案の背景・必要性を踏まえて、その主な内容について紹介します。

II. 食料供給困難事態対策法の制定

80億人を突破した世界人口は現在も急増を続けており、穀物等の畜産需要や非食用

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

需要の増加とも相まって、世界の食料需要が増加しています。一方、気候変動及びこれに起因する異常気象の頻発や家畜伝染病・植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大により世界各地で局地的な作物の不作や生産への影響が発生することが恒常化していることに加え、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする地政学リスクの顕在化等により人為的な供給制限が作出される事態も発生し、世界的に食料生産・供給が不安定化しています。さらに、新たな感染症の発生リスクも高まっており、コロナ禍で見られたような物流途絶が長期にわたって発生すると、輸入に依拠するわが国において、食料の供給量が不足する事態に陥るリスクが増大すると考えられます。

このような懸念を踏まえ、有事に際して法的根拠のある措置を可能にする観点から、今般、「食料供給困難事態対策法」が成立し、公布日である2024年6月21日から1年以内に施行されることとされています。

以下では、その背景も踏まえて同法の主要な内容について紹介します。

1. 立法の背景

上記のような世界人口の増加による食料需給の逼迫や、凶作、戦争等に起因する輸入途絶等の不測の要因¹によりわが国における食料供給が不足する懸念は、今般の改正前食料・農業・農村基本法の制定時にも意識され、改正前の同法2条4項及び19条において不測時における食料安全保障に関する規定が設けられていました。農林水産省としても、緊急事態食料安全保障指針²（以下「指針」という。）を定めて、不測の事態の基準や必要な取り組みについて一定の整理を行っていました。

一方、今般の食料・農業・農村基本法改正にあたっての議論の中で、①指針は法令に基づくものではなく、それ自身が不測時の制約を伴う措置を行う根拠とはなり得ない、また農林水産省の指針であるため政府全体での意思決定の根拠にならない等の限界がある、②制約を伴う措置のトリガーとなる「不測事態」の意義が不明確である、③指針において記載されている国民生活安定緊急措置法や買い占め等防止法³等の既存の法令は必ずしも食料供給のみに焦点を当てたものではなく、対象物品や対象場面が限定的であり、農地、農業者、農業機械・施設の活用、生産資材の優先的な配分といった食料供給に必要な措置を円滑に行うために十分であるか検証の必要がある、④制約を伴う措置を講ずるための財政的措置を講じる必要がある、といった課題が指摘されていました⁴。

これらの課題に対応するため、指針の方向性は維持しつつ、食料供給困難事態対策法が制定されました。

¹ 例えば、1993年の米不足や1973年のアメリカによる大豆輸出規制による市場の混乱が、過去にわが国で発生した食料に関する不測の事態の代表例として挙げられます。

² <https://www.maff.go.jp/zyukyu/anpo/attach/pdf/shishin-16.pdf>

³ 生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

⁴ https://www.maff.go.jp/council/seisaku/3_2/kensho/attach/pdf/17siryo-9.pdf 45ページ

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

2. 食料供給困難事態対策法の概要

(1) 食料供給困難兆候及び食料供給困難事態

対策法においては、以下で詳述するとおり、「食料供給困難兆候」及び「食料供給困難事態」の発生をトリガーとして様々な規定が置かれているため、まずこれらの定義について紹介します。

ア 食料供給困難兆候

対策法 2 条 3 号において、食料供給困難兆候とは、「干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病的発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料⁵の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態」と定義されています。

具体的には、国内外の異常気象、家畜伝染病や植物病害虫の発生・蔓延等の事態が発生し、措置を講じなければ次に述べる食料供給困難事態に至ると認められる場面が想定されています⁶。さらに具体的な基準については、今後策定される基本方針（Ⅱ.2.(2)ア参照）において規定されることとなります（対策法 3 条 2 項 2 号）。

イ 食料供給困難事態

対策法 2 条 4 号において、食料供給困難事態とは、「特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じた」と認められる事態」と定義されています。

具体的には、平時の食料供給量と比較して 2 割減少した場合が 1 つの目安とされ、食料価格の高騰や買いだめ、買い急ぎ等国民生活・国民経済に実態上の支障が生じた場面が想定されています⁷。さらに具体的な基準については、今後策定される基本方針（Ⅱ.2.(2)ア参照）において規定されることとなります（対策法 3 条 2 項 2 号）。

⁵ 米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であって、国民が日常的に消費しているものその他の国民の生活上重要なもの又は食品（医薬品等は除く。）の製造もしくは加工もしくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なものとして政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であって政令で定めるものを含む。）をいうものとされています（対策法 2 条 1 号）。米穀、小麦及び大豆以外の品目については、必要となるカロリーに加えて、栄養のバランスの取れた食料の供給を確保できるようにする観点から、今後検討されることとされています。また、指針においては、上記 3 品目のほかに熱量効率の高い芋類の生産確保のための重点的配分について言及されており、参考になるものと考えられます。

⁶ 2024 年 6 月 4 日参議院農林水産委員会 坂本農林水産大臣発言

⁷ 同上

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

(2) 政府による対応

食料供給が不足する場面においては、流通規制や資材の割当て等について多くの省庁が一体となって政府全体での取組が必要となるため、不測時における政府の体制・対応について本法で規定されました。以下ではその主な点について紹介します。

ア 基本方針の策定

政府は、食料供給困難事態対策⁸を総合的かつ一体的に実施するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとされ（対策法 3 条 1 項）、基本方針には、①食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向や、②食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準に関する事項等が定められます（同条 2 項）。

また、基本方針は、①食料供給困難兆候が発生する前の段階、②食料供給困難兆候が発生した段階及び③食料供給困難事態が発生した段階に区分して定めるものとされています（同条 3 項）⁹。

イ 食料供給困難事態対策本部の設置

農林水産大臣は、食料供給困難兆候が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に対し、供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある特定食料の需給の見通しその他の必要な情報の報告を行うものとされています（対策法 5 条）。

かかる報告を受けた場合、内閣総理大臣は、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部を設置します（対策法 6 条 1 項）。

食料供給困難事態対策本部の設置により下記Ⅱ.2.(3)の措置が可能となる（対策法 15 条から 18 条）ため、課題として指摘されていた「制約を伴う措置のトリガー」となる時点が明確になったと考えられます。

ウ 実施方針の策定

食料供給困難事態対策本部は、基本方針に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めます（対策法 9 条 1 項）。

実施方針には、実際に発生している食料供給困難兆候や食料供給困難事態の状況に応じて、①供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材¹⁰（以

⁸ 食料供給困難事態対策本部の設置時から廃止時までの期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、国が対策法及び基本方針に基づいて実施する措置をいうものとされています（対策法 2 条 5 号）。

⁹ 前提として、食料安全保障上のリスクに対する措置を、①平時、②食料の供給が大幅に減少する兆候があるとき、③実際に国民生活、国民経済に影響が生じる場合、④国民が最低限度必要とする食料（目安となる基準：1日 1,900 キロカロリー）が確保できない場合、の 4 段階に分けて考えるものとされています（2024 年 3 月 8 日参議院予算委員会 坂本農林水産大臣発言、及び <https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/attach/pdf/horitsu-17.pdf> 18 ページ）。この考え方は、基本方針における記載のうち、食料供給困難事態が発生した段階がさらに 2 つに細分化されているものと考えられます。

¹⁰ 特定食料の生産に必要な不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含みます。）と定義されています。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

下「措置対象特定食料等」という。)、②措置対象特定食料等の期間別の供給目標数量、③食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針及び重要事項が定められます(対策法9条2項)。

エ 食料供給困難事態の発生の公示等

食料供給困難事態対策本部の長(内閣総理大臣、又は内閣総理大臣に事故があるときはそのあらかじめ指名する国務大臣¹¹。以下「本部長」という。)は、食料供給困難事態が発生したと認めるときは、食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要の公示をし、並びにその旨及び当該概要を国会に報告します(対策法12条1項)¹²。

また、本部長は、事態が進行し、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告します(対策法12条3項)¹³。

オ 食料供給困難事態対策本部の廃止

食料供給困難事態対策本部は、本部長が、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、及び食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときに、廃止されます(対策法14条1項)。

対策法において、食料供給困難事態対策本部の設置時から廃止時までの期間が「本部設置期間」と定義され(対策法2条5号)、当該期間において下記Ⅱ.2.(3)の措置が可能とされています。

(3) 食料の安定供給確保のための措置

不測時における食料供給の安定確保のためには、食料事業に関連する多様な当事者の協力が不可欠です。対策法では、以下に該当する者について、本部設置期間中に限り、以下の制約を伴う措置を実施できるものとされています¹⁴。

ア 出荷販売業者¹⁵(対策法15条)

- (i) 食料供給困難事態の発生を未然に防止し(食料供給困難兆候に該当する場合)、又は食料供給困難事態を解消するために必要と認められる場合に、措

¹¹ 対策法7条1項

¹² かかる公示後、食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、本部長は速やかに、食料供給困難事態が終了した旨の公示をし、及びその旨を国会に報告します(対策法12条2項)。

¹³ かかる公示後、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれなくなったと認めるときは、本部長は速やかに、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告します(対策法12条4項)。

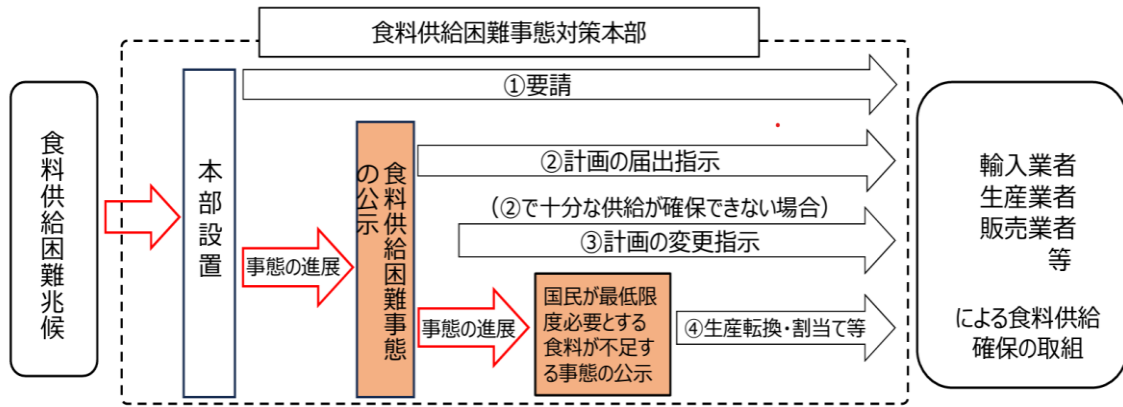
¹⁴ 具体的な内容は実際に発生した個々の事態に応じて実施方針で定められるものの、例えば不作により食料供給が2割程度減少するような場面においては、効率的に要請等を行う観点から、初期的には要請等の対象を一定規模以上の生産業者に限定することも検討されており、その基本的な考え方については基本方針に定めることが検討されています(2024年6月11日参議院農林水産委員会 坂本農林水産大臣発言)。

¹⁵ 措置対象特定食料等の出荷又は販売の事業を行う者と定義されています。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

置対象特定食料等の出荷又は販売を調整するよう要請すること。

- (ii) 食料供給困難事態において、(i)による要請をしてもなお当該食料供給困難事態を解消することが困難であると認められる場合に、当該要請を受けた出荷販売業者に対し、当該措置対象特定食料等の出荷又は販売に関する計画（以下「出荷販売計画」という。）を作成し、届け出るよう指示すること¹⁶。
- (iii) (ii)による指示に従って届出がされた全ての出荷販売計画に沿って当該措置対象特定食料等の出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認める場合に、当該届出を行った出荷販売業者であって、その届出に係る出荷販売計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の出荷又は販売の事情を考慮して出荷又は販売の調整をすることができると認められる者に対し、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示すること。



(出典：農林水産省 HP¹⁷)

イ 輸入業者¹⁸（対策法 16 条）

出荷販売業者と同じく、輸入業者に対しても、(i)から(iii)の措置（措置対象特定食料等の輸入促進に係る要請、計画の届出指示及び届出内容の変更指示）が実施され得るものとされています。

ウ 農林水産物生産業者¹⁹及び農林水産物生産可能業者²⁰（対策法 17 条）

出荷販売業者と同じく、農林水産物生産業者又は農林水産物生産可能業者（以

¹⁶ 届け出た計画を変更した場合、変更届出の提出が必要となります。

¹⁷ <https://www.maff.go.jp/j/law/bill/213/attach/pdf/index-19.pdf>

¹⁸ 措置対象特定食料等の輸入の事業を行う者と定義されています。

¹⁹ 措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物に限ります。）の生産の事業を行う者と定義されています。

²⁰ 農林水産物生産業者以外の者であって当該措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物に限ります。）の生産をすることができる見込みがある者として主務省令で定める要件に該当する者と定義されています。その範囲については、①その者が現に有している土地、技術、機械設備で生産可能であること、②生産にあたって土地の形質変更、果樹の伐根、ハウスの撤去等の大幅な設備等の変更を伴わないこと等を要件とすることで、現実的に生産が可能な農業者を対象とすることが検討されています（2024年6月11日参議院農林水産委員会 杉中政府参考人発言）。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

下両者を総称して「農林水産物生産業者等」という。) に対しても、(i)から(iii)の措置（措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物に限ります。以下、本ウにおいて同じ。）の生産促進（農林水産物生産業者）又は協力（農林水産物生産可能業者）に係る要請、計画の届出指示及び届出内容の変更指示）が実施され得るものとされています。

但し、農林水産物の生産が自然条件や生産状況等によって性質上不可能な場合もあり得るため、当初の食料供給困難事態における 17 条 3 項に基づく届出内容の変更指示については、その生産する農林水産物を通常生産する期間以外の期間に当該措置対象特定食料等の生産をすることができる者その他の主務省令で定める者に対象が限定されています。

一方、食料供給困難事態がさらに進展し、最も深刻な事態である国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認められるとして本部長が公示を行った場合には、国の指示に従い生産計画の届出を行った農林水産物生産業者等であって、当該措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の生産をすることができる者と認められる者に対し、生産転換及び割当てを含む届出内容の変更指示が実施され得るものとされています。

エ 加工品等製造業者²¹（対策法 18 条）

出荷販売業者と同じく、加工品等製造業者に対しても、(i)から(iii)の措置（措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限ります。）の製造促進に係る要請、計画の届出指示及び届出内容の変更指示）が実施され得るものとされています。

また、加工品等製造業者に対して製造促進に係る要請を行ってもなお食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、加工品等製造可能業者²²に対して措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限ります。）の製造協力を要請できるものとされています。

(4) 実効性担保措置

上記 II.2.(3)の措置の実効性を確保するため、以下の規定が設けられています。

ア 財政上の措置等（対策法 19 条）

国の要請（II.2.(3)ア(i)記載の措置（同イ以下で準用している場合を含みます。））

²¹ 措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限ります。）の製造の事業を行う者と定義されています。

²² 加工品等製造業者以外の者であって、当該措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限ります。）の製造をすることができる見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当する者と定義されています。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

に応じて、措置対象特定食料等の①出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者、②輸入を行う輸入業者、③生産を行う農林水産物生産業者等、及び④製造を行う加工品等製造業者及び加工品等製造可能業者に対しては、これらの行為が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置等が講じられます²³。

また、国による届出内容の変更指示（Ⅱ.2.(3)ア(iii)記載の措置（同イ以下で準用している場合を含みます。））に従って変更した計画に沿って、措置対象特定食料等の①出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者、②輸入を行う輸入業者、③生産を行う農林水産物生産業者等、及び④製造を行う加工品等製造業者に対しては、これらの行為が経営に及ぼす影響を回避するために必要な財政上の措置等が講じられます²⁴。

イ 罰則・公表措置

- (i) 出荷販売業者、輸入業者、農林水産物生産業者等又は加工品等製造業者が、計画届出指示（Ⅱ.2.(3)ア(ii)記載の措置（同イ以下で準用している場合を含みます。））又はその内容変更指示（Ⅱ.2.(3)ア(iii)記載の措置（同イ以下で準用している場合を含みます。））に従わない場合、20万円以下の罰金が科されます（対策法23条1項）²⁵。
- (ii) 出荷販売業者、輸入業者、農林水産物生産業者等又は加工品等製造業者が、計画の内容変更指示（Ⅱ.2.(3)ア(iii)記載の措置（同イ以下で準用している場合を含みます。））に正当な理由なく従わず、又は国の指示（Ⅱ.2.(3)ア(ii)又は(iii)記載の措置（同イ以下で準用している場合を含みます。））に従って届け出た計画に沿った対応を行っていないと認められる場合、主務大臣がその旨の公表を行うことができます（対策法15条6項並びにこれを準用する16条2項、17条5項及び18条2項）。
- (iii) 下記Ⅱ.2.(5)イに定める報告を行わず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査の拒否等を行った場合は20万円以下の過料が科されます（対策法24条）。

(5) 報告徴収・立入検査

ア 報告徴収

食料供給困難兆候を早期に把握するためには、平時からの情報収集に努めることが不可欠です。そこで、主務大臣は、平時から特定食料又は特定資材の国内の

²³ 生産拡大や作付転換を図る場合には、追加の生産資材や収穫等の作業に必要な機械が必要になる他、農地拡大に際しては不作付地の除草・整地作業が必要となることが想定されます。そのため、財政上の支援については、対象品目や需給状況といった個々の事態に応じて具体的な支援内容が検討されることとされています。要請の段階においては、事業者が円滑に生産の促進を行うために必要な環境整備のための財政上の措置が行われることが想定されています（2024年6月11日参議院農林水産委員会 杉中政府参考人発言）。

²⁴ 届出内容の変更指示については、事業者が当初の事業計画と異なる作付けを行う場面も生じ、当該事業者の経営に対する悪影響を回避する観点から必要な財政上の措置を行うことが想定されています（2024年6月11日参議院農林水産委員会 杉中政府参考人発言）。

²⁵ 法人についての両罰規定も存在します（対策法23条2項）。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

需給状況を把握するため、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体その他の関係者に対し、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の状況について報告を求めることができ、その求めを受けた者はこれに応じるよう努めるものとされています（対策法4条）。

事業上開示が難しい内容があることも想定されますが、合理的な範囲で民間業者と連携して国内外の情勢を早期に把握し、対策法に基づく措置の発動の要否判断及びそのための準備に要する時間を可能な限り確保することが期待されます。

イ 立入検査

主務大臣は、上記Ⅱ.2.(3)の各措置（同工の加工品等製造可能業者に対する措置を除きます。）の実施に必要な限度で、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産もしくは製造の事業を行う者もしくは農林水産物生産可能業者に対し、その業務もしくは経理の状況に関し報告させ、又は立入検査を行うことができるものとされています（対策法21条）。

Ⅲ. 漁業法及び流通適正化法の改正

周囲を海に囲まれたわが国の食料政策において、水産業は重要な位置を占めています。今般、太平洋クロマグロを念頭に、水産業における重要法令である漁業法及び流通適正化法が改正され、主要な規定については、公布日である2024年6月26日から2年以内に施行されることとされています。

1. 改正の背景

いわゆる「本マグロ」として、わが国において最高級品として人気の高いクロマグロ²⁶は、北太平洋におけるまぐろ類及びまぐろ類似種に関する国際科学委員会（以下「ISC」²⁷という。）が2012年に報告した資源評価において、2010年時点の親魚資源量が1952年以降最低レベルにあると報告される等、持続可能性の観点から資源管理措置が必要な状況となっていました。

2014年12月には、中西部太平洋マグロ類委員会²⁸において、各国のクロマグロの漁獲枠を設定する決定がなされ、世界最大の太平洋クロマグロ消費国であるわが国としても資源管理措置を実施してきました²⁹。

その努力が結実し、2022年のISC報告では2020年時点の親魚資源量が順調に回

²⁶ 一般的に「本マグロ」と呼ばれる魚種には、太平洋に分布するクロマグロと、これとは別種とされる大西洋クロマグロが存在しますが、本ニュースレターでは、今回の改正で念頭に置かれている太平洋クロマグロを指すものとします。

²⁷ International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean

²⁸ Western & Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC)

²⁹ https://www.ifa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-68.pdf 1ページ

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

復していることが確認され、わが国としては、資源管理措置を緩和してクロマグロの漁獲枠を拡大することが目指されてきました³⁰。

このような状況下において、青森県大間市において、わが国の太平洋クロマグロに係る資源管理措置の根幹である漁獲可能量（TAC³¹）制度違反³²が発覚し、わが国の国際的信用を維持する観点から、クロマグロの資源管理措置の強化が急務となりました。

2. 改正内容

上記の状況を踏まえ、漁業法及び流通適正化法³³について、大要以下の改正が行われました³⁴。

(1) 漁業法の改正

- ア 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（以下「特別管理特定水産資源」という。なお、今般の改正経緯から太平洋クロマグロの大型魚の指定が想定されています。）について、以下の措置が行われました。
- (i) TAC 報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加³⁵（改正後漁業法 26 条及び 30 条）
 - (ii) TAC 報告の際に利用する情報（船舶等の名称、個体の重量等）に関する記録保存の義務付け（改正後漁業法 26 条及び 30 条）
 - (iii) TAC 報告義務違反等の場合の罰則について、法定刑を引き上げ、かつ法人重科を規定（改正後漁業法 192 条及び 200 条）
 - (iv) TAC 報告義務に違反し、かつ当該違反行為を引き続き行う恐れがある場合における即時停泊命令に関する規定の追加（改正後漁業法 27 条及び 34 条）

³⁰ 最新の動向として、2024 年 7 月 10 日から 16 日に実施された WCPFC 作業部会において、2025 年以降、30 キログラム以上の大型魚については 50%、30 キログラム未満の小型魚については 10%の漁獲枠が拡大されることが合意され、2024 年末までに正式決定されることが予定されています。

³¹ Total Allowable Catch の略。

³² 一部業者がクロマグロの漁獲を報告していない疑惑があるとの通報を受け、青森県が調査を行った結果、2021 管理年度において、大型魚 54.9 トン及び小型魚 0.8 トンの未報告漁獲があったとの報告が水産庁宛になされました（その後の追加調査で合計 88 トンに上るとの結果が発表されました。）。その後、漁業法に基づき、関与が疑われた漁業関係者に対して略式命令ないし有罪判決が下されています。

³³ 流通適正化法は、国際的に IUU（違法(Illegal)・無報告(Unreported)・無規制(Unregulated)) 漁業の撲滅が求められていることを踏まえ、特に違法かつ過剰な採捕が行われる恐れが大きい魚種について、国内で採捕される当該魚種の違法漁獲物の混入を防ぎ、また取引記録等の追跡調査を可能とすることで流通適正化を図るとともに、輸入される当該魚種について、適法性を証明する仕組みを構築することで、ICC 漁業由来の漁獲物のわが国への流入を防ぐことを目的とした法律です。

³⁴ <https://www.maff.go.jp/j/law/bill/213/attach/pdf/index-26.pdf>

³⁵ 改正前の漁業法（TAC 制度）では、全体の漁獲数は報告されるものの、個々の水産資源の報告は行う必要は無いこととされてきました。しかし、太平洋クロマグロの大型魚は通常は個体単位で取引されているところ、総量の報告のみでは不正事案の通報があった場合でも迅速な照合・確認が困難であったという問題が指摘されていました。今般の改正で個体についても報告対象とされたことで、大間市における不正事案のような事態に対する早期の実効的措置が実施できるようになることが期待されています。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

- イ 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則追加等（改正後漁業法 52 条 3 項及び 195 条）

(2) 流通適正化法の改正

- ア 特別管理特定水産資源³⁶について、以下の事項が義務付けられました³⁷。
 - (i) 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（改正後流通適正化法 7 条及び 8 条³⁸）
 - (ii) 取引記録の作成、保存（改正後流通適正化法 9 条）
 - (iii) 輸出時の適法漁獲等証明書を添付（改正後流通適正化法 13 条）
- イ 情報伝達について、タグや QR コードの活用する方法を可能とする措置の実施（改正後流通適正化法 7 条 2 項及び 8 条 3 項）
- ウ 事業者が情報伝達や記録作成・保存を怠った場合の罰則の新設（改正後流通適正化法 37 条）
- エ 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明の交付を可能とするための措置の実施（改正後流通適正化法 14 条から 30 条）

IV. 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正

1989 年に制定された措置法は、当初 5 年間の時限立法として成立したものの、これまで 6 回の延長を経て、2024 年 6 月 30 日が期限とされていました。しかし、今日のわが国を取り巻く情勢に鑑み、再度措置法の有効期間を 5 年間延長するとともに、新たな支援措置が定められ、2024 年 7 月 1 日から施行されています。

1. 改正の背景

1988 年、日米間で牛肉・柑橘類³⁹の輸入自由化が合意されました。これに伴い、国内農産加工業者の事業活動に支障が生じることが予想されたため、その経営改善の促進を図るため、1989 年に当初の特定農産加工業経営改善臨時措置法が成立しました。

その後も、1994 年の GATT・ウルグアイラウンド、各国との間の EPA⁴⁰、さらには

³⁶ 基本的に漁業法における特別管理特定水産資源が準用されており、今般の改正経緯から改正後流通適正化法 2 条 1 項 2 号イにおいて太平洋クロマグロの大型魚が指定されることが想定されています。

³⁷ 改正前の流通適正化法では、流通事業者を直接規制する仕組みがなく、流通段階が進むほど TAC 報告義務に違反した漁獲物を取り扱う流通事業者の取り締まりが困難であるという問題が指摘されていました。今般の改正により、流通事業者にも流通適正化法による直接の規制を及ぼすことで、流通段階における TAC 報告義務に違反した漁獲物についても取り締まりや追跡が可能になることが期待されています。

³⁸ 指定が想定されるクロマグロを含む「特定第一種第二号水産動植物」の採捕事業者と、特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う取扱事業者の間の取引が 7 条、当該取扱事業者同士の取引については 8 条で規定されています。

³⁹ 生鮮食品のみならず、果汁や缶詰といった加工品についても輸入自由化の対象とされたため、加工業者の事業活動にも影響が出ることが予想されていました。

⁴⁰ 経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)。2002 年のシンガポールを皮切りに、2019 年には日・EU 間の EPA が発効しています。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

2018年には11か国間でのCPTPP⁴¹と、関税の段階的撤廃が続き、特定の農産物に係る国内農産加工業者の経営改善の促進の必要性が継続したことから、これまで6度にわたって措置法の延長が行われてきました。

今後も、CPTPPや日・EU間EPA等に従い関税の引下げが予定されている品目があり、引続き同様の支援が必要と判断されたことから、今般、措置法の再延長が決定されました。

加えて、小麦・大豆について、世界的規模の需給の逼迫等により価格が高騰していることから、今回、小麦・大豆及びその一次加工品を主要な原料として使用している農産加工業者への支援措置が追加されました。

2. 改正内容

(1) 有効期限の延長

上記IV.1.の背景を踏まえ、措置法の有効期限が5年間延長され、特定農産加工業者に対する金融・税制支援措置が継続することとなりました。

具体的には、かんきつ果汁製造業等、特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行規則1条1項に定められた業種に属する事業を営む者（以下「特定農産加工業者」という。）又は当該者を構成員とする特定事業協同組合等は、経営改善措置⁴²に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）による長期低利の融資⁴³及び税制上の特例⁴⁴を受けることができます。また、特定農産加工業者又は当該者を構成員とする特定事業協同組合等は、こんにやく製品製造業等、同規則3条に定められた業種（関連業種）に属する事業を営む者と共同して、その行う事業についての事業提携⁴⁵に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けた場合には、公庫による同様の長期低利の融資を受けることができます。

(2) 原材料の調達安定化に関する新たな支援措置

世界人口の増加による需要の増加、ロシアによるウクライナ侵攻及び気候変動による異常気象の頻発等の複合的な要因により、食料の国際価格が高騰しています。

⁴¹ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）。現在の加盟国は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム及びイギリス（なお、イギリスについては必要数の加盟国における批准手続きが完了し、2024年12月15日までに加盟について発効する予定とされています。）の12か国です。

⁴² 特定農産加工業者又は当該者を構成員とする特定事業協同組合等が特定設備の廃棄、事業の転換、新商品又は新技術の研究開発又は利用、事業の合理化等の経営改善を図るための措置をいいます。

⁴³ 利率が最高年8.5%、償還期限については据置期間を含めて25年、据置期間が3年とされています（特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令6条）。

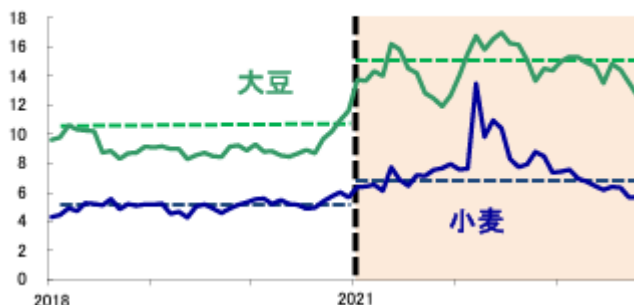
⁴⁴ 承認された経営改善計画に従って行う事業の用に供する施設の事業所税について、課税標準の4分の1が控除されます。

⁴⁵ 生産、保管、販売もしくは新商品もしくは新技術の研究開発（農産加工業に係るものに限る。）の共同化又は合併もしくは営業の全部もしくは重要部分の譲渡もしくは譲受けその他これらに準ずる行為をいいます。

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

とりわけ、小麦及び大豆についてはその影響が大きく、これらを利用する農産加工業者の経営環境は厳しさを増しています。

○穀物の国際価格の動向（ドル/ブッシェル）



（出典：農林水産省 HP⁴⁶）

そこで、小麦及び大豆又はその一次加工品を主要な原料として利用している農産加工業者又は当該者を構成員とする特定事業協同組合等が、調達安定化措置⁴⁷に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けた場合には、上記(1)と同様の公庫による長期低利の融資及び税制上の特例を受けることができるものとされました。

調達安定化措置には、国産原料への切替措置も含まれており、円安により価格が高騰する輸入品に代えて国産原料を使用することにより、わが国の食料自給率を向上させることも期待されています。

なお、現時点では小麦・大豆（その一次加工品を含む。）に係る調達安定化措置のみが支援対象とされていますが、改正後措置法の有効期間である5年間における特定の品目の輸入原材料の価格水準、当該品目の輸入依存度、及び国内で相当数の事業者の事業活動への影響等の情勢変化を踏まえて、今後省令で追加指定される可能性も示唆されています⁴⁸。

V. おわりに

目まぐるしく変動する世界情勢により、わが国の食料をめぐる環境は厳しさを増しています。有事に備えた対策法の制定、クロマグロの資源管理措置の強化を図る漁業法・流通適正化法の改正、並びに農産加工業者等の経営改善及び小麦・大豆の調達安定化を図る措置法の改正は、かかる環境に対応するための具体策として、今後その効果が発揮されることが期待されます。

⁴⁶ <https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/attach/pdf/18siryo-16.pdf>

⁴⁷ 調達先としての指定農産物（小麦・大豆）の生産地の変更、代替原材料（原材料たる指定農産物等に代替する農産物又はこれを使用して生産された農産加工品をいう。）の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用、新商品又は新技術の研究開発又は利用、原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管その他の原材料の調達の安定化を図るための措置をいいます。

⁴⁸ 2024年3月21日衆議院農林水産委員会 坂本農林水産大臣及び宮浦政府参考人発言

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER Vol.4 から Vol.6 にかけて、2024 年通常国会において成立した、食料・農業・農村基本法の改正以外の農林水産省提出法案の概要について紹介しましたが、今後も農林水産業・食料システムに関連する動向・アップデートを継続的にお届けする予定です。

NEWS

➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年 8 月 19 日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様のご近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

➤ 【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所を騙り著作権侵害通知に関するメールを送信している事例や、出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなメールやウェブサイトは一切関係がございません。メールやウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメール、SNS のメッセージを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはあ

FOOD & AGRICULTURE NEWSLETTER

りません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるをご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800 (総合案内) (9時00分～17時00分)

E-mail: mhm_info@mhm-global.com